

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

- ◆ 本市における協働は、これまでの取組により、「芽生え」の段階から、本格的な「実践」の段階を迎えてきている。
 - ◆ 持続可能なまちを実現していくためには、まちづくりを担う活動主体※が各々の強みや特徴を生かし創造的な活動を実践・継続していくことが重要。
 - ◆ 前計画の取組状況などを踏まえ、更に「市民協働」を推進していくため、第2次となる「市民協働推進計画」の策定を行った。
- ※ まちづくりを担う活動主体・・・「市民」、「地域活動団体」、「非営利活動団体」、「事業者」、「行政」

2. 計画の性格

- ◆ 各主体の協働の実践を促進するための体制づくりや仕組みづくりなどの取組を位置づけた計画

3. 計画の位置づけ

- ◆ 自治基本条例で掲げる自治の基本理念を根幹とし、第5次宇都宮市総合計画の分野別計画、「第4次宇都宮市行政改革大綱」及び「市民協働推進指針」に基づく、市民協働のまちづくりを推進するための計画

4. 計画の期間

- ◆ 平成24年度から平成28年度までの5年間

第2章 市民協働を取り巻く現状と課題

1. 社会状況の変化

- ◆ **公共的領域の拡大**
 - ・ 市民ニーズの多様化・複雑化などにより公共的領域が拡大し、これまでの方法では十分な対応が難しい状況
- ◆ **市民自治の推進**
 - ・ 主権者である市民が行政とともにまちづくりに主体的に参加する重要性が増加
- ◆ **公共領域の担い手や手法が多様化**
- ◆ **国や自治体による、担い手の主体的な活動を支援する動きが進展**

2. 各主体の現状

- ◆ 各主体の活躍などとともに、活動に対する課題も数多く見受けられる。

3. これまでの取組と今後の課題

- ◆ 活動に必要な情報の提供やそれらを手に入れる体制整備
 - ⇒ **各主体同士による情報の共有化が必要**
- ◆ 様々な媒体による意識醸成、担い手育成やその活用のための基盤整備
 - ⇒ **各主体がお互いの立場や役割を理解し、特性や能力を発揮して相互に補完し合えるよう更なる意識醸成が必要**
 - ・ **各主体を結びつけ、活動の活性化を図れるコーディネーターが必要**
- ◆ まちづくりに参加・参画するための機会拡充に向けた仕組みづくり
 - ⇒ **更なる参加・参画につながる制度の充実が必要**
 - ・ **協働の輪を広げるための社会・地域ニーズの把握が必要**
- ◆ 活動場所や機会の確保、自立化に向けた支援
 - ⇒ **組織運営力強化や財源の確保、更なる担い手確保等への支援が必要**
- ◆ 協働事業の評価
 - ⇒ **効果的な協働事業の実践に向け、評価制度における基準の見直しや定期的な事業の振り返り手法の提示が必要**

4. 課題の総括

- ◆ 社会状況の変化、これまでの取組結果等を踏まえ、課題の総括を行った。
 - ◆ **各主体による連携・協力の機会の拡大が必要**
 - ◆ **協働における各主体の特性や能力の発揮が必要**
 - ◆ **協働による公共の担い手としての各主体の更なる成長が必要**

第3章 計画の目標と基本方針

市民協働の基本理念（「市民協働推進指針」より）

- ◆ 市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、行政など、まちづくりの活動主体みんなで、公共的な領域を担い合っていく社会の実現＝『新たな公共』の実現

計画の目標

**みんなが かがやき 支えあう
「協働のまち うつのみや」の実現**

計画の基本方針

基本方針 1

- ◆ **各主体が協働によって相乗効果を発揮するための連携・協力の促進**
各主体が協働を実践していくにあたって、それぞれが結びつきやすい体制や仕組みづくりを行うとともに、相乗効果が発揮される連携・協力の促進を図っていきます。

基本方針 2

- ◆ **各主体の更なる組織力の向上に向けた支援の充実**
協働を実践する前提として、各主体が、公共の担い手として自律した存在となるための更なる組織力の向上に向けた支援の充実を図っていきます。

第4章 協働実践に向けての取組

基本方針 1

各主体が協働によって
相乗効果を発揮するための
連携・協力の促進

基本施策(1)

相乗効果が発揮される協働のための役割の相互理解

- ◆ 主な取組
 - ① 協働事業における役割についてのベースとなるガイドラインの作成【新規】
 - ② 「協働のPDCAサイクル」の構築

基本施策(2)

協働のプラットフォーム※の形成に向けたコーディネート体制の構築

- ◆ 主な取組
 - ③ 活動に関する相談・支援機能の拡充
 - ④ 各主体に関する情報のデータベース構築
 - ⑤ 主体間交流事業の実施【新規】
 - ⑥ 人材交流制度の構築【新規】
 - ⑦ 交流スペースの設置【新規】

基本施策(3)

地域における協働のプラットフォームの強化支援

- ◆ 主な取組
 - ⑧ 地域まちづくりへの理解促進・連携強化
 - ⑨ 地域の組織運営力の強化
 - ⑩ 地域まちづくりの基盤強化・活性化

基本施策(4)

各主体の連携促進に繋がる制度的支援の充実

- ◆ 主な取組
 - ⑪ 市民活動助成制度の対象事業等の拡充
 - ⑫ 協働事業提案制度の再構築

基本施策(5)

各主体の自律及び発展性・継続性向上につながる支援の強化

- ◆ 主な取組
 - ⑬ 初心者向け講座、体験事業等の実施
 - ⑭ 事務能力向上のための研修会等の実施【新規】
 - ⑮ 学習から活動までの一体的推進による人材育成の支援
 - ⑯ コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス取り組み支援【新規】
 - ⑰ 非営利活動団体向け貸オフィスの設置【新規】
 - ⑱ 助成制度の活用促進

※ 協働のプラットフォーム・・・各主体がまちづくりの課題を協働で解決するために、「各主体が対等な立場で話し合い、意思疎通や合意形成を図るための場（もしくは集まり）」

第5章 計画の推進

- ◆ 本計画の実効性をより高いものとするため、庁内外の推進体制を整備し、適切な計画の推進を行っていく。

「課題の総括」から本計画の目標・基本方針を設定